岡崎市地産地消再エネ事業者登録要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

岡崎市長　内田　康宏

岡崎市地産地消再エネ事業者登録要綱

（目的）

第１条　この要綱は、岡崎市において、発電者から電力を買い取り、岡崎市内の需要家へ電力を供給する事業者を地産地消再エネ事業者として登録し、再生可能エネルギーの地産地消の促進を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　地産地消再エネ事業者　岡崎市内で発電された電力を買い取り、買い取ることで得られる環境価値を岡崎市内の需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる事業者をいう。

　⑵　余剰電力　再生可能エネルギーによる発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）で発電した電力のうち、設備を設置した敷地内の需要家で消費しない電力をいう。

（地産地消再エネ事業者の取組）

第３条　地産地消再エネ事業者は、次の取組を行うものとする。

　⑴　岡崎市内に電力を供給すること

　⑵　岡崎市内で発電された電力及び余剰電力を購入すること

　⑶　岡崎市が行うヒアリング、アンケート等に協力すること

（登録要件）

第４条　地産地消再エネ事業者の登録要件は、次のとおりとする。

　⑴　岡崎市内で発電された電気を活用した電力プランを有すること

　⑵　岡崎市内の余剰電力を購入できる体制を有すること

（登録申請）

第５条　地産地消再エネ事業者の登録を受けようとする者は、岡崎市地産地消再エネ事業者登録申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（登録可否の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録要件を満たすと認められる場合は、地産地消再エネ事業者として登録するものとする。

２　前項の審査の結果は、岡崎市地産地消再エネ事業者登録（不登録）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第７条　地産地消再エネ事業者は、第５条の規定により申請した登録内容に変更が生じた場合は、岡崎市地産地消再エネ事業者登録内容変更届（様式第３号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の変更届が提出された場合にあっては、市ホームページ等で公表している情報を更新しなければならない。

（登録の取消）

第８条　市長は、地産地消再エネ事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

　⑴　申請内容に虚偽があったとき。

　⑵　第４条の登録要件を満たさないことが確認されたとき。

　⑶　発電事業を廃止したことが確認されたとき。

　⑷　登録の辞退について申出があったとき。

　⑸　その他市長が認めるとき。

（登録期間）

第９条　地産地消再エネ事業者の登録期間は、登録の時期にかかわらず令和13年３月末日までとする。

（支援）

第10条　市長は、登録内容のうち地産地消再エネ事業者から公表を承諾された情報について周知を行う。

（報告）

第11条　市長は、この要綱の施行に必要な限度において、地産地消再エネ事業者に対し、第３条の取組の状況について報告を求めることができる。

（守秘義務）

第12条　地産地消再エネ事業者は、この要綱に基づく活動において知り得た秘密を、本事業の目的以外に利用し、又は他に漏らしてはならない。地産地消再エネ事業者でなくなった後も同様とする。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、地産地消再エネ事業者の運用に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。